

用語解説

用語解説 (出典は、それぞれの解説の最後、【】内に記載しています。)

あ行

インクルーシブ教育システム (inclusive education system)

：人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

【出典：障害者の権利に関する条例第24条より】

か行

かがやきブック

：小学校に入学した新1年生が集団生活に円滑に適応できるよう、多摩市が作成した教材。ロールプレイや意見交換を行いながら、学級や学校での集団生活を送る上での基本的ルールやマナーを学ぶことができる。毎年4月に市内各小学校から保護者に配布している。

学習指導要領

：全国どの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするために、文部科学省が学校教育法等に基づき定めた、各小・中・高等学校、特別支援学校で教育課程の編制をする際の基準となるもの。およそ10年毎に改訂している。平成29年4月に新学習指導要領が告知され、移行期間を経て、小学校においては令和2年度、中学校においては令和3年度から全面実施となる。

【出典：文部科学省ホームページ】

学校生活支援シート

：障がいのある児童生徒の一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的として、作成する計画のこと。子どもの地域生活を考えたときに、教育のみならず、福祉・医療・労働などの様々な側面からの取り組みを含め、関係機関の密接な連携協力を確保することがねらい。国でいう、「個別の教育支援計画」。東京都においても、平成26年度までは、「個別の教育支援計画」という名称だった。

【出典：文部科学省ホームページ 「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」 及び 東京都教育委員会作成「これからの個別の教育支援計画（平成26年3月発行）」】

教育課程

：学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子供の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画のこと。編製の主体は各学校にある。各学校には、学習指導要領や設置者の方針を受けつつ、子供たちの姿や地域の実情を踏まえて、各学校が設定する教育目標を達成するために、学習指導要領に基づき、どのような教育課程を編成し、実施・評価していくかが求められる。

【出典：文部科学省ホームページ 中央教育審議会 初等中等教育分科会資料】

共生社会

：これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会

【出典：文部科学省ホームページ】

校内委員会

：校長のリーダーシップのもと、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある児童・生徒の実態把握や、支援方策の検討等を行うために、校内に設置された特別支援教育に関する委員会

【出典：東京都教職員研修センター作成 「特別支援教育研修テキスト～全ての学校における特別支援教育の推進～（平成29年3月）」】

公認心理師

：平成29年に誕生し、平成30年に初めて国家試験が開催された国家資格。保健医療、福祉、教育、その他の分野において、専門的知識及び技術を持って、心理に関する支援を要する者の心理状態の観察・結果分析や、心理に関する相談・助言・指導・その他の援助等を業務とする。

【出典 厚生労働省ホームページ 障害保健福祉部 精神・障害保健課 公認心理師制度より】

合理的配慮

：障がい者が他の者との平等を基本として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

【出典：障害者の権利に関する条約第二条より】

交流及び共同学習

：障害のある児童・生徒と、障害のない児童・生徒が学校教育の一環として活動を共にすること。新学習指導要領では、「他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や、交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重しながら、協働して生活していく態度を育むこと」と示されている。

【出典：文部科学省 「交流及び共同学習ガイド」 第1章よりよい交流及び共同学習を進めるために」より抜粋】

個別指導計画

：幼児・児童・生徒の障害に応じたきめ細かな指導を行うために、一人ひとりの障害の状態や発達段階の把握に基づき、指導目標や内容、方法等の手立てを各教科等全般にわたって作成するもの。国でいう、「個別の指導計画」。個別の教育支援計画を踏まえて、個別指導計画を作成することが重要。

【出典：文部科学省ホームページ】

さ行

自閉症・情緒障害学級

：学校教育法第81条第2項の規定に基づき、「自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの（平成25年10月4日付文科初第756号通知）」を対象に、特別に編成した学級。市内小学校4校（多摩第二小学校、南鶴牧小学校、諏訪小学校、貝取小学校）、中学校2校（多摩中学校、青陵中学校）に設置している。

【出典：東京都教育委員会作成 「就学相談の手引き」より抜粋】

就学支援シート

：家庭や幼稚園・保育園・小学校・中学校などの就学機関等で、大切にしてきたことや配慮してきたこと、次の就学機関に引き継ぎたいことを保護者が主体となって記載するもの。受け取った就学機関はこのシートを参考に児童・生徒に必要と思われる支援や配慮、指導内容について考える。各公立学校で配布のほか、多摩市立教育センター、多摩市教育委員会学校支援課でも配布している。多摩市では、統一様式として、「小学校就学用（幼稚園・保育所等の就学前→小学校）」「中学校就学用（小学校→中学校）」「高等学校等就学用（中学校→高等学校・高等専修学校・特別支援学校高

用語解説

等部)」の3種類を作成・配付している。

【出典：文部科学省ホームページ 中央教育審議会・初等中等教育分科会資料「特別支援教育の在り方に関する特別委員会報告」より抜粋】

自立活動

：個々の児童・生徒が自立を目指し、障害による学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服するための必要な知識・技能・態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基礎を培う教育活動。健康の保持、心理的な安定、人間関係の形成、環境の把握、身体の動き、コミュニケーションの6つの区分があり、6区分合わせて27項目がある。自閉症・情緒障害学級では多摩市立小・中学校とも各教科等のほか、自立活動を特設し指導を行っている。また、特別支援教室・通級指導学級（小学校難聴・言語障害、中学校情緒）では自立活動のみを設定し指導を行っている。知的障害学級では、自立活動の時間を特設せず、各教科や教科等を合わせた指導の中で自立活動の要素を取り入れながら指導を行っている。

【出典：特別支援学校学習指導要領及び同解説より抜粋】

すてっぷ

：多摩市健康福祉部障害福祉課が、子どもの成長の記録と受けてきた支援の内容を集約し、保護者や本人が必要に応じて関係機関にその内容を提示して、切れ目の無い一貫した支援を受けやすくするために、保護者向けに配布している相談支援ファイルのこと。障害福祉課発達支援担当と教育委員会教育指導課が共同で作成し、平成23年3月に配布を開始した。

配布対象は市内に住所を有する、発達の遅れやことば、人とのかかわり、行動などについて心配があり、継続した支援を必要とする者とその保護者。平成30年度は未就学児の保護者に66件、小学生の保護者に62件、中学生の保護者に1件、高校生の保護者に1件、計130件の希望があり、配付した。

た行

多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会

：児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき、要保護児童の適切な保護又は要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置し、多摩市ではその名称を「多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会とする」とした。

【出典：多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会設置要綱第1条、第2条より】

知的障害学級

：学校教育法第81条第2項の規定に基づき、「知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活の適応が困難な程度であるもの（平成25年10月4日付文科初第756号通知）」を対象に、特別に編成した学級。本市では知的障害学級を市内小学校3校（東寺方小学校、永山小学校、東落合小学校）、中学校3校（和田中学校、諏訪中学校、落合中学校）に設置している。

【出典：東京都教育委員会作成 「就学相談の手引き」より抜粋】

特別支援学校

：学校教育法に規定されている。視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校教育法第1条に示した学校の一つ。

「視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者の障害の程度」については、学校教育法施行令第22条の3に示されている。平成25年9月の学校教育法施行令の一部改正により、第22条の3に規定する程度の児童・生徒等は、特別支援学校に原則就学するという就学先決定の仕組みが改められ、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護

用語解説

者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえ、総合的な観点から就学先を決定する仕組みになった。

多摩市内には、知的障害者及び肢体不自由者を対象とする東京都立多摩桜の丘学園(令和元年度現在、多摩市・稲城市及び八王子市の一部を学区)が設置されている。

【出典：学校教育法、学校教育法施行令、東京都教育委員会作成「就学相談の手引き」】

特別支援学級

：学校教育法の規定に基づき、通常の学級における学習では十分にその効果を上げることが困難な児童・生徒のために、特別に編成した学級。多摩市においては、通常の学級に籍を置きながら、一部特別な指導を実施する、通級による指導を行う場として難聴言語障害通級指導学級を設置している。また、学籍を置く特別支援学級として、小・中学校とも知的障害学級および自閉症・情緒障害学級を設置している。

【出典：東京都教育委員会作成 「就学相談の手引き」より抜粋】

【参考】

特別支援学級及び通級指導に関する規定 | 文部科学省

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/054/shiryo/attach/1285860.htm

多摩市の特別支援学級一覧 | 多摩市

<http://www.city.tama.lg.jp/0000009514.html>

特別支援教育コーディネーター

：各学校における、特別支援教育の推進のために、主として校内委員会や校内研修の企画・運営、関係機関との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員。特別支援教育コーディネーターは各学校の校長が

用語解説

所属教員の中から指名する。養護教諭、特別支援学級担任、特別支援教室担当教員、通常の学級の担任の中で特別支援教育の指導力の高い教員等を指名する傾向にある。

【出典：文部科学省ホームページより。特別支援教育コーディネーターの指名傾向については、本市の状況を踏まえ記載】

特別支援教育マネジメントチーム

：教職経験者と臨床心理士からなる組織。就学相談・転学相談、通級入級相談、巡回相談等を実施している。

【参考】

特別支援教育マネジメントチーム概要 | 多摩市 <http://www.city.tama.lg.jp/0000001714.html>

特別支援教室

：通級による指導の一形態。通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対し、週当たり1時間から8時間程度の自立活動を指導する。学習障害及び注意欠陥多動性障害の児童・生徒については、月当たり1時間から週当たり8時間程度の自立活動を指導する。

本市では、平成29年4月より市内全小学校において特別支援教室での指導を開始した。また、令和3年4月から市内全中学校において特別支援教室での指導を開始することとしている。

【参考】

小学校における特別支援教室の導入ガイドライン（改定版）
| 東京都教育委員会 http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/school/primary_and_junior_high/special_class/files/kaitei/01.pdf

は行

発達支援室

：発達の遅れや心配のある児（者）とその家族、及び発達障がい児（者）とその家族等を対象に、発達についての総合相談等を行っている多摩市の機関。

【参考】

発達支援室（子どもの発達に関する相談） | 多摩市

<http://www.city.tama.lg.jp/0000001166.html>

発達障害（発達障がい）

：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳障害の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害、その他、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害。

【出典：発達障害者支援法第2条、発達障害者支援法施行令第1条、発達障害者支援法施行規則より】

ピアティーチャー（教育活動指導員）

：教員の指導を受けながら、チームティーチングや個別指導などのほか、配慮を要する子どもや学校生活に馴染めない子どもたちの個別支援、特別支援学級での介助等の教育活動に従事する教育活動指導員のこと。

【出典：ピアティーチャー（教育活動指導職員）募集要項より】

副校長連絡会

：多摩市内の小・中学校の副校長が、指導主事等の参加を得て、教育活動にかかわる情報等について共有を図るとともに、各種の教育課題等の協議や連絡調整等を実施する会。各校ごとにおおむね月例で開催する。

副籍制度

：東京都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の市区町村立小・中学校に副次的な籍を持ち、直接的な交流（小・中学校の学校行事や地域行事等における交流、小・中学校の学習活動への参加等）や間接的な交流（学校・学級便りの交換等）を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度。この制度により、居住する地域の中で、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒の相互理解が進み、「豊かな心の育成」につながっていくことが期待される。

【出典：東京都教育委員会ホームページ 及び 東京都教育委員会作成「副籍ガイドブック（平成26年3月）」より】

保幼小連携

：幼稚園や保育所等と、小学校では生活や教育方法の違いはあるが、子供の発達や学びが連続している。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、それぞれが指導方法を工夫し、互いの教育方法・内容の相違点・共通点について理解を深めるなど、子供の発達と学びの連続性を踏まえた教育・保育の充実を図るために保育所・幼稚園・小学校の教職員・保育士等が互いの指導内容について理解を図ったり、共通の研修を受けたりする具体的な取組。本市では、保育所・幼稚園・小学校の教員がテーマを設定して合同研修に参加している。令和元年度は、「特別支援教育」及び「要録等の引継ぎ」などをテーマとした。

【出典：東京都教育委員会作成「就学前教育カリキュラム改訂版ハンドブック（平成30年3月）」より抜粋】

や行

ユニバーサルデザイン

：調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人を使用することができる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障がい者の集団のための補装具が必要

用語解説

な場合には、これを排除するものではない。

これは教育の現場においては、「発達障害の有無にかかわらず、クラスの中の全ての子が分かりやすい工夫をする」ということ。例えば情報伝達において聴覚的(言語)だけでなく視覚的(板書など)に提示を行ったり、わからないことがあったときに教師から助言を受けやすくしたりする工夫(ハンドサイン・ヒントカードなど)を行うなどがある。より具体的な事例については「通常学級での特別支援教育のスタンダード(東京書籍)」に詳しい。

【出典：障害者の権利に関する条約第二条より】

【出典及び参考】

「通常学級での特別支援教育のスタンダード 自己チェックとユニバーサルデザイン環境の作り方」東京都日野市公立小中学校全教師・教育委員会with小貫悟,東京書籍,2010年

ら行

臨床心理士

：臨床心理学に基づく知識や技術を用いて、人間のこころの問題にアプローチする心の専門家。臨床心理士資格認定協会の資格試験に合格することが必須条件。

【出典：公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会<http://fjcbcp.or.jp/>】

臨床発達心理士

：発達の臨床に携わる幅広い専門家に開かれた資格。人の発達・成長・加齢に寄り添い、必要とされる援助を提供する。発達心理学をベースにして「発達の観点」を持つところが特徴。

【出典：一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構<https://www.jocdp.jp/>】